び次条において同じ。）は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型　別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ　小規模型事業所内保育事業Ｂ型　別表第三における小規模型事業所内保育事業Ｂ型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ　保育所型事業所内保育事業　別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の四十五、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。

四　居宅訪問型保育事業　別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するものとする。

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条　法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一　家庭的保育事業　別表第三における家庭的保育事業の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　Ａ型　別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ロ　Ｂ型　別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ハ　Ｃ型　別表第三における小規模保育事業Ｃ型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

三　事業所内保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型　別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ロ　小規模型事業所内保育事業Ｂ型　別表第三における小規模型事業所内保育事業Ｂ型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業Ｂ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から三千円を減じた額）とする。

ハ　保育所型事業所内保育事業　別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十五、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

四　居宅訪問型保育事業　別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の区分に規定するものとする。

（特例保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第八条　法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、当該特例保育を行う施設等の所在する地域の実情等に応じて内閣総理大臣が定めるものとする。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する経過措置）

第九条　法附則第六条第一項に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の保育所の表に規定するものとする。

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条　法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条　法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百二十五を乗じた額とする。

2　法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。